

岩倉市市民参加条例検討委員会議事録

会議名称	第5回岩倉市市民参加条例検討委員会	
開会及び閉会日時	平成26年10月10日(金) 午後2時から午後4時30分	
開催場所	岩倉市役所 第2委員会室	
委員長氏名	小林 慶太郎	
出席委員 所属等、氏名	四日市大学教授 岩倉市区長会 ローカル・ワイド・ウェブいわくら いわくら・ユニバーサルデザイン研究会 市民公募 市民公募 市民部市民窓口課主幹 総務部秘書課主査	小林 慶太郎 中島 徳男 安江 弘雄 大野 代志子 永野 宗久 沖田 明美 近藤 玲子 兼松 英知
事務局 職氏名	総務部長 企画財政課長 企画財政課主査 企画財政課主任 企画財政課主事	柴山 俊介 長谷川 忍 加藤 淳 小出 健二 須藤 隆
会議次第	1 あいさつ 2 議事録の承認 3 議事 (1)市民参加手続について ①市民参加手続の方法について ②市民参加手続の実施予定及び状況の公表について ③市民参加手続の実施について ④第三者機関について (2)住民投票について 4 その他	
配布資料	1 次第 2 資料1：第4回検討委員会議事録 3 資料2：第4回検討委員会の協議内容に係る条文(案) 4 資料3：(仮称)岩倉市市民参加条例の手引きNo.13~20 5 資料4：(仮称)岩倉市市民参加条例ワークシートNo.13~20 6 資料5：住民投票条例対照表(一覧表) 7 資料5-1：住民投票条例対照表(その1) 8 資料5-2：住民投票条例対照表(その2)	

議事録

次第 2～4 について

2 議事録の承認

[事務局が作成した第 4 回検討委員会の議事録について承認]

[事務局より資料 2 に基づき条文（案）について報告]

- ・「意向調査・アンケート」は、再検討としているが、ここでは条文化していない。
- ・「公聴会」は、「意見交換会・説明会・市民懇談会」と比較して、実施趣旨や手法が大きく異なるため、別に定義した。
- ・「意見交換会・説明会・市民懇談会」は、他市を参照しても同義のため、「意見交換会」に集約した。
- ・「市民討議会」は、「意見交換会」のバリエーションのひとつとすとなったが、用語の説明のため定義し、条文に追加した。

3 議事

[前回からの続きで、市民参加手続の方法について委員により検討]

委員長 前回、市民参加の手法として①審議会、②公聴会、③意見交換会・説明会・市民懇談会、④市民討議会、⑤パブリックコメントとなった。議事の終盤に、選択の幅が狭いので、例えば説明会とワークショップを実施しても 2 つの手続を行ったことにしてはどうか、あるいはやはりアンケートを加えてはどうかとの議論もあったので、その辺りを確認しながら議論に入っていきたい。

委員 5 項目というのは少な過ぎる。アンケートやその他の方法も含めた方が、選択肢が広がるし参加しやすくなる。

委員 アンケートは、選択肢にいれた方が良い。

委員 全体の意見でも、アンケートを入れた方が良いという人が多い。

委員長 前回、アンケートは、市民参加手続とは違うのではという意見もあったが、多様な参加という側面から、ひとつの手法としてアンケートを入れたらどうかという意見が今回再度出ている。

委員 アンケートが一番参加しやすい方法だと思った。一方通行という面もあるが、条文として入れておけば、入れないよりは選択肢が増えるので良いのではないか。

委員長 反対意見は特にないようなので、前回一旦外したが、アンケートも条例に加えることとする。その他についてはどうか。

委員 ワークショップは、意見交換会の定義に書かれているものとは若干違う気がする。

- 委員長 想定としては、意見交換の方法としてワークショップも含まれているのか。
- 事務局 意見交換会のひとつの方法としてワークショップがあると考えているので、あえてワークショップを取り出して条文とすることは考えていない。
- 委員長 意見交換会の定義の中にワークショップも含まれているということで良いか。
- 事務局 そのとおりである。ただ説明が不足しているので、補足が必要になるかもしれない。
- 委員長 それでは意見交換会にはワークショップも含まれると分かるように記述する。
- これまでの市民参加の手法をまとめると、審議会、公聴会、意見交換会・説明会・市民懇談会、市民討議会、パブリックコメント、アンケートの6つの選択肢となったがよろしいか。
- 委員 異議なし。

[No. 11 市民参加手続の実施（マッチングルール）についての検討]

- 委員長 続いて、先に手引き NO. 11 市民参加の実施（マッチングルール）について議論していくこととする。複数の手続について規定しておいた方が良いかどうか。複数規定した方が良いとする意見が多く見受けられるが、反対の意見はどうか。
- 委員 複数の手法の方がいろんな議論ができると思う。自分の経験から意見を述べると、複数の市民参加手続を取らない場合もあり、数を限定することには疑問を感じている。
- 委員 数を規定することは良いこととは思わない。何が正解かは内容による。数を決めて押し込む必要があるのかということについては判断できない。
- 委員 複数というところに意味がある。いろんな手法により多くの市民に機会を与える。ある市民には機会がないかもしれない。3つあれば良いというものではないが、煩雑にならない限り市民に意見を求める機会を持つべきだ。
- 委員 ひとつの手続だけだと偏り漏れてしまう市民がいるかもしれないので、そういう人を救うためにあらゆる手段を取れると良い。数にこだわるわけではない。
- 委員 条例になって施行された際、ひとつの手続で良ければ、安易に進めてしまう懸念がある。
- 委員長 まとめると2、3の数で規定することに意味はないが、より多様な市民の声を反映させていくにはいろんな手法を取り入れた方が望ましいだろうということは共通している。「より多くの市民の意見を反映するために、複数の手法を用いるように努める。」とする。
- 続いて、市民参加手続の対象事項以外の項目について規定する必要があるか。どういときに市民参加が必要かについては、手引き No. 2 で市民参加手続の対象を規定したが、それ以外について規定する必要があるか。
- 委員 対象事項以外のものを規定すると、根拠を明確にする必要がある。ないものはない

で良い。

委員 どこかで対象が明確になっていればそれで良い。

委員長 それでは、市民参加手続の対象事項については、既に明確になっているので、それ以外の項目については、あえて規定する必要はないということにする。

続いて、市民以外で利害関係を持つ者について規定する必要はあるか。他市の事例として市民以外の者で、利害関係を有するような場合は、その者に対し市民参加手続を求めるケースがあるが。

委員 自身の生活環境に対し影響があるかという観点であれば、何らかの形で住民ではなくても関わりを持たなくてはならないのではないか。その場合には、近隣市に絡んで問題が発生すると、岩倉市対近隣市の住民ということになるがそれで済むのか。

委員長 岩倉市外に住んでいるが、何らかの利害関係がある場合ということになる。自治基本条例の市民の定義は、「市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体」である。それには含まれないが、利害関係を有するとなると市内に土地や家屋を持っているが、普段は関係なく生活している人はいるかもしれない。空き家の処分などについて、今後条例を作るとなると、そういった人は市内で活動していないが、一番影響を受けるので、想定しなくて良いかということ。そういった場合を踏まえて発言をいただきたい。

委員 市民以外の利害関係者は誰かと考えると、駅を利用している人は市民であるが、市境の外側に住んでいる人は市民ではない。市境にごみ集積場などができた場合、関わってくるかもしれないが、あるかないか分からないことに心配しても仕方がない気もする。

委員 直接関係してくるのは、地権者と債権者である。環境権を他市町の住民を対象にすることは聞かないので、あえて書く必要があるのか。それについて意見を言ってくる人は既に市民であると思う。特に定義しなくても問題が起きれば対応しないといけない。

委員 レアケースだが、市境にごみ処理施設を建設し風下に異臭の問題が想定されれば、あらかじめ必要な手続を取るのは当たり前だと思う。法律に基づいているからといって、問題が起こってからやるより、準備などはしておいた方が良い。

委員長 地権者、債権者は現状では市民の定義に入っていないので、法律上の瑕疵はないが、意見は聞いておかなければならないと後々言われるかもしれないということを考えると、大和市民参加条例第7条第4項のように「市民以外の者が当該事項について利害関係を有する者があるときは、その者に対して、市民参加の手続を行うよう努めるものとする。」という規定はあった方が良いということだろう。異議はないか。

委員 入れることは良いと思うが、他自治体のこともあるので、問題が出てくる可能性も

ある。近隣市町のごみ処理施設のような問題になっては困る。

委員長 規定することは賛成であるようだが、運用はどうするかという意見である。

委員 地権者の権利を保護するような形になってはいけない。

委員長 具体的に条例にすることに懸念はあるが、規定はやぶさかではないようである。

これまでの市民参加の実施（マッチングルール）に関する議論をまとめると「複数の手法を取るよう努める」、「市民以外でも利害関係のある場合は、その声を聞くということに努める」という結論になっているが、執行機関としては実行できるか。

委員 近隣自治体間の問題でもあり、また、通常財産や健康に影響を与えるような場合に、利害関係者の意見を聴取するような手続は既に定められているであろうから、市民参加の手法として利害関係者に意見を伺うことは、具体的には難しいのではないか。

委員長 当然まずは相手方の自治体と話し合いがあり、また相手方の自治体から当方の市民にも説明を求められると思われる。あくまで努めるという努力規定ではあるが、市民参加手続が整わないと実施できないということになるのではないか。

委員 何らかの基準が示されていればよいが、既に規定した6つの手法のうち、誰でも見えるような手法を取り、近隣の自治体に対して影響があることを伝えていく必要があると思う。執行機関としては、やり方は考えていかないといけないが、規定されればやらざるを得ないだろう。

委員 岩倉市として、他市町について条文に規定することには違和感がある。

委員長 具体的には近隣自治体を指すことがあるかもしれないが、条文には書けないだろう。

委員 そこまで規定する必要があるのか、腑に落ちない。

委員長 もし市境に近いところに施設を作り、風下に悪臭がしたとして、よその自治体の住民から裁判を起こされた場合、市としては説明をして理解を得た上で建設していることで、行政の立場を守るといってもしておかなければならないケースもあるかもしれない。

委員 環境アセスメントで対応できる。迷惑施設に限定した書き方はどうか。

委員長 規模が小さいと環境アセスメントも対象外になってしまう。施設はあくまで事例であり、条文としては具体的な事例については書けない。

委員 確かに環境アセスメントは手法に過ぎず、完璧なものではない。住民の意識が多様化しているので、あらかじめ理解を得ておく手立てとして条例に規定しておくことは重要であり、絶対に必要だ。

委員 例えば市境の住民が運動広場でボール遊びをするとして、自分の市の広場を利用しようとすると距離が遠いが、隣の市では近くにある場合、そこに利害が反する。利害関係のある近隣市の住民は当該市民と同じ条件で利用できるとしておけば、相手も納得できるのではないか。

委員長 具体的に想定されるような事例も出たが、生じる可能性はあるので「努める」という抽象的な表現で規定する。

[No. 10 市民参加手続の実施予定及び結果の公表についての検討]

委員長 続いて、No. 10 市民参加手続の実施予定及び状況の公表についてどうか。公表はやった方がいいということでは委員の意見は共通している。

まず実施予定のタイミングはいつ頃が良いか。

委員 年度初めが良い。当年度の計画ができた時点で公表し、同時に前年度の結果も公表してはどうか。結果の公表は少し遅くなるかもしれないが、年度中に何度も公表するより、まとめてやれば良い。

委員 二段階で、年初に概略の予定を公表し、詳細が決まれば速やかに公表すれば良い。実際には1ヶ月前くらいに詳細な公表に切り替えれば良い。

委員長 二段階で公表すれば良いという提案が出ているが、執行機関はできるか。

委員 より現実的なのは、年度当初に概略を公表し、詳細が決まってからの二段階構えのやり方だろう。ただし年度当初に全部が決まっているわけではないので、公表時期をいつまでにとという明記の仕方は厳しいものがある。

委員長 実際に何月に審議会が始まるのかというのは、年度当初では分からないと思うが、予算が確定し次第公表し、詳細な時期が決まり次第公表することは可能か。

委員 可能である。

委員 年度当初に項目を公表し、目処がついたら詳細を公表するということはある。

委員長 行政関係の委員からも、予定の公表については二段階でいけるとの意見があった。それでは、項目は年度当初に公表し、目処が立ったら詳細を公表することとする。目処は概ね1ヶ月前と見込まれる。

委員 当初の目処はいつくらいに立つのか。

委員 3月議会の議決後となる。

委員 ではそのタイミングで公表できるか。詳細な実施手続の時期はケースにより変わってくる。

委員 条例に二段階と記すのか、あらかじめ公表すると規定するのか、期間を規定するのか。現実的には、4月当初と条例に規定された場合、実施は難しいのではないか。

委員長 4月になって今年度市民参加手続が予定される一覧を作成し、実際に審議会等の委員を公募する際に1ヶ月前の公表ならできるのではないか。

委員 公募は個別の担当課となるので、全庁的にまとめたものは条例担当課、個別の具体的な公表は各実施担当課となるのだろう。

委員 個別に公表することは条例で決めなくても良いのではないか。当初の段階だけで良

いと思う。

委員 時期を逃すと見逃してしまう。参加を確実にしたいなら、例えば四半期に分けて、第何期にやるとか、何月頃を予定しているくらいで良いと思う。

委員 話題が変わるかもしれないが、議論が市が何かをやるときの市民参加に限られてしまっている。市民の政策提案はどこかへ消えてしまっているのではないか。政策提案について、予算が確定する前に、次年度の予算に盛り込むよう市民参加手続を取ることとはできないか。市民が積極的に参加していくという形にしないと、市民参加を実施したというだけに利用されてしまう懸念がある。

委員長 市としてどういう政策を実施していくのかというもっとおおもとのところでの参加についての意見である。市民からの政策提案に対し市民の意見を募集するという手続は別の機会にあるので、切り分けて進めていく必要がある。

予定の公表についてまとめると、市民参加手続が予定される市の取組については、予算が決まり、市民参加手続を実施することが決まったら、年度当初にリスト化して公表する。一方で年度中に詳細が分かり次第、市民にお知らせすることも必要であるので、二段階の規定とする。

それでは、公表結果の取り扱いについてはどうか。

委員 公表内容にもよりけりだと思う。例えば公聴会のように単発で終わっているものが翌年度当初というのもおかしいので、結果については個別に公表すべきだ。

委員長 それでは結果についても二段階で、個別で結果を公表すると同時に翌年度もまとめて公表するということでよいか。

委員 その時に、市民の意見が反映されたかが大切である。総括的な公表に、反映したかどうかも含めて公表すべきだ。

委員長 公表について特に異論がないので、実施予定の公表及び結果の公表についてはいずれも二段階の公表とする。

[No. 12 第三者機関についての検討]

委員長 第三者機関の設置についてはどうか。

まずは、必要かどうかについては、必要という認識で異論はなさそうだが良いか。その上で、この条例は自治基本条例に基づき設置される条例であるため、自治基本条例審議会を検証機関として兼ねることについてはどうか。

委員 現行の自治基本条例審議会の規定のまま兼ねるのは難しいため、規定を少し変えれば可能と考える。個別設置が必須とは思わない。

委員長 検証の対象、手順、委員構成など条例の規定を変更すれば、可能ということで良いか。

- 委員 可能である。
- 委員 同意見である。兼ねることで良い。
- 委員 自治基本条例が最上位とするならば、審議会では他にも検証する条例があるので市民参加条例を検証するのは難しいのではないかと。個別に設置した方が良い。
- 委員 検証機関が既にあり、機能していれば良いと思う。委員を見直すのも良いのではないかと。
- 委員 自治基本条例審議会は、自治基本条例第 25 条に基づくものであり、自治基本条例を推進するために市民参加条例が必要ということでこの委員会で検討している。市民参加条例の検証機関として、ふさわしいと思う。
- 委員 流れとしては、そのとおりであるが、自治基本条例と市民参加条例を 1 つの検証機関とするのは範囲が広すぎるので難しいのではないかと。
- 委員 「岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例」(以下、審議会条例)を配布した方が良い。
- (配布)
- 事務局 (審議会条例及び審議会における平成 25 年度の審議内容等について説明)
- ・委員構成、開催実績
 - ・審議内容(委任条例の制定状況、規定事項の進捗状況、現状と課題)
 - ・協働の取組一覧
- 市民参加条例が制定された際には、自治基本条例審議会の中で審議されていくことになるので、それを踏まえて検討をお願いしたい。
- 委員長 改めて、別途設ける必要があるか。
- 委員 審議会条例を見ると、どこまでの内容が審議されるのか不安である。
- 委員長 仮に自治基本条例審議会に委ねるのであれば、付帯意見として何を審議するか明確にすることをお願いしていくことになるのだろう。
- 委員 せめて審議会条例が、この岩倉市市民参加条例検討委員会条例に近い形で肉付けされることが必要である。
- 委員 兼ねても良いので審議会の開催回数を増やしてはどうか。
- 委員 同意見である。市民参加条例も自治基本条例に基づき定める条例なので、同じ審議をすることになる。検証機関は 1 つで良い。
- 事務局 自治基本条例審議会もしっかりと審議していただいているが、市民参加条例もとなると 3 回では不足するかもしれないので、状況を見極めたい。
- 委員長 自治基本条例審議会の検証内容や評価基準を明確にすることは可能か。
- 委員 自治基本条例推進計画を策定しており、それに基づいて検証しているのでは。

- 事務局** 「別に条例を定める。」としている以外の条文については、現状と課題と取り組み状況を示しながら審議をいただいているが、評価基準があるものではない。
- 委員** 自治基本条例第 25 条に市長の諮問機関として附属機関の審議内容が記載されているため、審議会条例があっさりしているとの印象があるのではないか。
- 委員** 審議会条例そのものを市民参加条例が検証できるような内容に改正し充実させることが必要である。
- 委員長** ひとつの審議会でも良いが、現状の審議会条例では、市民参加条例の検証がどのように行われるか明確ではないので、明確にすべきということで良いか。市民参加条例が議会に上程される段階で、審議会条例も見直せばクリアできるということか。
- 委員** 審議会条例第 5 条「市長が別に定める」とはどういうことか。
- 事務局** 規則が基本であるが決裁等もあり得る。審議会の諮問内容は、自治基本条例第 25 条第 1 項から第 3 項のとおりである。市民参加条例についても第 10 条第 1 項から第 3 項までに規定がある。参考に次回までに自治基本条例審議会により策定した報告書も用意させていただく。
- 委員長** 自治基本条例審議会でも第 10 条第 1 項から第 3 項について検証されている。一方で市民参加条例ができたなら市民参加条例についても同じようなことを検証することになり、重複があり得るのではないかという懸念がある。また自治基本条例審議会自体についての懸念もあるという意見が出ている。他に意見はあるか。
- 委員** 自治基本条例以外にも検証機関としての委員会や審議会はあるのか。
- 事務局** 市の全体としてであれば、総合計画審議会や都市計画審議会などがある。
- 委員** それも含めて、まだこれから作らないといけないものはあるのか。
- 事務局** 今のところない。
- 委員** 審議会の 2 重化は避けたいが、それぞれ 2 つ設置するとどう問題があるのか。体系的によいのか。自治基本条例審議会は市民参加条例以外に議会基本条例も検証するのではないか。
- 事務局** 自治基本条例を最上位として別に委任されている条例は、議会基本条例・市民参加条例だけではない。行政手続条例や情報公開条例、個人情報保護条例、公益的通報条例などもあり、それらも自治基本条例審議会の検証対象である。その検証は昨年度、自治基本条例推進計画を策定し行われている。ただ、その中でも市民参加条例は、協働のまちづくりを推進していくという自治基本条例の根本的な精神に合致している条例であるので、同じテーマを扱う自治基本条例審議会において特に審議しても良いのではないか。
- 委員** そうなると、市民参加条例だけを取り出して検証するのは現実的ではない。
- 委員** チェックする機関であれば、メリットとデメリットの対比をさせた上で議論しない

といけない。ひとつの審議会ですべてを見るにあたり、委員構成はこれでいいのか。審議会をたくさん作るのは反対だが、委員構成として専門性、独立性を持たせた上で検証するべきではないか。内輪だけでやっているようにしか見えない。

委員 そこまでは必要ないのではないか。委員構成はそれを考慮して選べばよい。市民参加条例の内容をしっかりと審議していくため、審議会条例の改正が必要である。

委員 条例改正しないのであれば、市民参加条例に追加して書くべきではないか。

委員 委員構成については、市民から選ぶべきであるという以前からの議論を大事にして欲しい。また識見者は市民でなくてもいいが、識見者だけで構成するのもいいと思う。あくまでも独立した形で見てもらいたい。

委員 委員構成よりも、審議内容を具体的にすることが重要だと考える。

委員長 第三者機関によるチェックが必要であるということについては、共通している。ただし、第三者機関がどういうことを審議するのかについて、自治基本条例審議会と重複することには抵抗感があるという意見が多い。また、現状の審議会条例の規定のまま自治基本条例審議会に委ねることにも抵抗感があるという意見も多い。ここは、一旦議論を切って、皆さんの意見を踏まえ、事務局と調整させていただくこととする。

4 その他

事務局 議会において、市民参加条例検討特別委員会が9月に設置され、第1回が9月25日（木）に開催された。第2回は10月24日（金）午後1時から開催される。

今後の日程

- 第6回 11月7日（金）大会議室
- 第7回 12月15日（月）大会議室
- 第8回 平成27年1月21日（水）大会議室
- 第9回 平成27年2月17日（火）第2委員会室
- 第10回 平成27年3月13日（金）大会議室 いずれも午後2時から4時30分まで